委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年8月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等		
	○知事		●市区町村長等
2. 都道府県名	東京都		
3. 市区町村名	杉並区		
4. 届出番号	19		
5. 独自利用事務の事例番号	116-1-1(2)		
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.suginami.tokyo.jp/guide/annai/mynumber/1032179.html		

執行機関名 杉並区長

知事等(教育委員会)が行う保育所保育料の減免・免除に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子 ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	杉並区保育料等に関する条例(平成27年杉並区条例第18号)による区立保育所等延長保育料の決定及び変更並びに保育料及び区立保育所等延長保育料の減免に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	94	
③番号法別表第2の項	116	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 第6の2 項 杉並区保育料等に関する条例(平成27年杉並区条例第18号)による区立保育所等 延長保育料の決定及び変更並びに保育料及び区立保育所等延長保育料の減免 に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	子ども・子育て支援法(平成二十四年八月二十二日法律第六十五号) 第1 条	杉並区保育料等に関する条例(平成27年杉並区条例第18号) 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条 この条例は、別に定めがあるものを除き、支給認定こどもに係る支給認定保護者又は支給認定こどもの扶養義務者が負担すべき費用(以下「保育料」という。) 等について、必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		杉並区保育料等に関する条例(平成27年3月13日条例第18号) 杉並区保育料等に関する条例施行規則(平成27年3月31日規則第44号)